

手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面)

この書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

「手配旅行」とは、当社がおお客様の依頼により旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行の種類

旅行は、国内のみを旅行する「国内旅行」と、それ以外の「海外旅行」とがあります。

3. 旅行の申込み

- (1)当社は、お客様のご希望による航空券・宿泊券等の手配旅行契約の予約の申込みを所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段により受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は口頭による申込みを受け付けることがあります。
- (2)団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合、当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。
- (3)当社所定の申込書に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

4. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話・電子メール、ファクシミリその他通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (2)通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3)通信契約は、当社がお申込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を発した時、電子メール・ファクシミリで通知する場合はその通知が会員に到達した時に成立します。
- (4)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (5)お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

5. お申込み条件

- (1)お申込み時に 20 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2)健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等

その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(3) 当社は、次の①～③のいずれかに該当したときはお申込みをお断りすることがあります。

- ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

6. 契約の成立

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。ただし、通信契約の場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時点で成立します。
- (2) 当社は(1)の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- (3) 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。。

7. 契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続料金を申し受けます。

8. 旅行契約の解除

(1) お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- ア. お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- イ. 未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用
- ウ. 当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

- ア. 当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
- イ. お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済ができないときは、当社は旅行契約を解除します。
- ウ. お客様が第5項(3)①～③のいずれかに該当することが判明したとき。

ア、イ、ウの場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。

すでに提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

(3) 当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

9. 旅行代金

(1) 当社は旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。

この場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

(2) 旅行代金は、原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払いいただきます。団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。

10. 旅行業務取扱料金

(1) 取扱料金

(イ) 国内旅行の場合(消費税込)

運送・宿泊機関等の各手配	1手配につき 20%以内(下限料金 1,100 円)
運送・宿泊機関等の複合手配	旅行費用総額の 20%以内

(ロ) 海外旅行の場合(消費税込)

航空券とホテル等の複合手配	旅行費用総額の 20%以内
ホテル・レンタカーの手配	1手配につき 20%以内(下限料金 1,100 円)
船舶・鉄道・バス等の交通機関手配	1手配につき 3,300 円
入場券・現地観光その他サービス手配	1手配につき 3,300 円
国際航空券の手配	1名1件につき 5,500 円

(2) 変更手続料金

(イ) 国内旅行の場合(消費税込)

運送・宿泊機関等の変更	それぞれ1件につき 1,100 円
運送・宿泊機関等の複合手配の変更	旅行費用総額の 20%以内

(ロ) 海外旅行の場合(消費税込)

ホテル・レンタカーの変更	1手配につき 3,300 円
船舶・鉄道・バス等の交通機関変更	1手配につき 3,300 円
入場券・現地観光その他サービス変更	1手配につき 3,300 円
航空券の変更	1名1件につき 5,500 円

(3) 取消手続料金

(イ) 国内旅行の場合(消費税込)

運送・宿泊機関等の取消	それぞれ1件につき 1,100 円
運送・宿泊機関等の複合手配の取消	旅行費用総額の 20%以内

(ロ) 海外旅行の場合(消費税込)

ホテル・レンタカーの取消	1手配につき 3,300 円
船舶・鉄道・バス等の交通機関取消	1手配につき 3,300 円
入場券・現地観光その他サービス取消	1手配につき 3,300 円
航空券の取消	1名1件につき 5,500 円

取扱料金は旅行費用とともに旅行条件書(または見積書)において明示します。

11. 添乗サービス

- (1) 当社は契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ添乗サービスを提供する場合があります。
- (2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として 8 時から 20 時までとします。
- (3) 当社が添乗サービスを提供する場合、お客様は下記に定める「添乗サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。
お申込みの旅行に係る添乗員費用(添乗サービス料金と必要な実費の合計)は、別紙旅行条件書(または見積書)に明示します。

(消費税込)

添乗サービス料金(添乗員1名1日あたり)	国内旅行 33,000 円
	海外旅行 66,000 円

12. 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

13. 当社の責任

- (1) 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に通知があった場合に限りです。
手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行の場合 14 日以内、海外旅行の場合 21 日以内に通知があったときに限り、お客様お 1 人様あたり 15 万円(当社に故意又は重過失がある場合を除く)を限度とします。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったときは、当社は損害を賠償する責任を負うものではありません。

14. お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなければなりません。

15. お客様が出発までに実施する事項

(1) 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までに旅行者の責任で行ってください。また、渡航先国に予防接種証明書を必要とされる場合は、当該証明書をお持ちください。

(2) 衛生情報について

渡航先の衛生情報については以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所(海外で健康に過ごすために): <https://www.forth.go.jp>

(3) 海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認下さい。

外務省海外安全ホームページ: <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(4) 海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難であり、また、加害者から賠償が得られた場合であっても、我が国に比例して必ずしも十分なものとは言えないことがあるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、旅行者ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

16. 燃油サーチャージについて

(1) 燃油サーチャージは契約時にご案内いたします。

(2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得たうえで追加徴収し、減額された場合には、その減額分を速やかに払い戻します。

(3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

17. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際にご提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

18. 約款準拠

本旅行取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

愛知県知事登録旅行業第 3-1089 号

トラベルネットサービス有限会社

愛知県名古屋市中区栄 2-12-12 アーク栄白川パークビル 1 階

旅行業務取扱管理者：濱田 芳豊三

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。